

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策事業に係る阪南市商工会商品券
担当部・課名	健康福祉部・健康事業準備室
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の4
契約金額(非課税)	12,396,000円
契約締結日	令和4年4月25日
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は、阪南市国民健康保険加入者の健康保持・増進を図るために実施している特定健康診査の受診率向上と、新型コロナウイルス感染症の影響により受診を控えている方の受診意欲向上に加えて、対象者が市内で買い物等をすることで地域経済の活性化に繋げることも目的としており、市内事業所で使用可能な商品券を購入する必要がある。阪南市商工会は、市内事業者で使用可能な商品券を発行する唯一の団体であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>以上の理由により、特定健診等受診率向上事業で必要な商品券を提供できるのは阪南市商工会をおいて他にないため、地方自治法施行令第167条の2項第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	水泳の充実推進事業
担当部・課名	生涯学習部学校教育課・こども未来部こども政策課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 尾崎スイミングスクール 大阪府阪南市尾崎町5丁目31番地18号
契約金額(税込)	¥5,769,280
契約締結日	令和4年 4月 1日
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は芸術の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市では、保育所・幼稚園・小学校・中学校の水泳指導を実施する必要があり、その業務を行っていただく業者を選定することになった。</p> <p>本事業は、その業務内容が競争入札に適さない業務であり、価格だけでなく、当該事業を遂行する企画力や指導力及び遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「水泳の充実推進事業業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>「水泳の充実推進事業業者選定委員会」では、株式会社 尾崎スイミングスクールは本事業の目的・趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されており、業務内容についても安定した実績などが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社 尾崎スイミングスクールと随意契約する。</p>